

2021年 12月 14日

外国株式の議決権行使について

(議決権行使の基本的な考え方)

ニッセイアセットマネジメント(以下、「当社」という)は、「受益者」の中長期的なリターン向上とリスクの低減を目的とした調査・投資活動を運用プロセスの中核としています。このプロセスにおいて重要となるのは「企業との対話」です。実りある対話が、投資先企業の市場からの評価向上、環境・社会課題へのレジリエンス(強靱性)の強化、そして、企業価値向上へと繋がり、受益者と投資先企業の共創(Co-Creation)が果たされると確信しています。

当社では、議決権行使も「企業との対話」のひとつの手段として位置付けています。

(外国株式の議決権行使のプロセス)

議決権行使の判断基準については、運用部門担当役員を議長とする「責任投資委員会」¹と、利益相反管理の観点からの監督機能を担った、独立した社外取締役を過半とする「責任投資監督委員会」²との協議の上、決定されます。また、判断基準については、各国の法制度等の変更やガバナンスの状況を反映し、適宜、更新します。

判断基準の決定を受け、運用部門内で個々の議決権行使の判断が実施されますが、議決権行使の判断に関しては、原則として、この基準に従って行うことで、議決権行使プロセスの客観性を確保しています。

¹ 責任投資委員会

運用部門担当役員を議長とし、運用部門関係者を中心に構成される。スチュワードシップ活動の妥当性等について協議する。

² 責任投資監督委員会

利益相反管理の観点からスチュワードシップ活動等の適切な運営を確保することを目的として設置。独立した社外取締役と法務・コンプライアンス部担当役員で構成される。(なお、社外取締役が過半数)

(外国株式の議決権行使の利益相反管理態勢)

外国株式(外国不動産投資信託等を含む)の議決権行使にあたっては、受益者のみの利益(投資先企業の企業価値の向上または毀損防止)を考慮し、利益相反を実効的に防止する仕組みを構築します。

この方針に従い、議決権行使の中で利益相反が生じうる局面として、「①利益相反の生じる可能性が特に高い局面³」、「②利益相反の生じる可能性が高い局面⁴」、の二つの局面を特定しています。

「①利益相反の生じる可能性が特に高い局面」

議決権行使助言会社の助言に従い判断を行い、利益相反の可能性を排除します。
(責任投資監督委員会にも報告)

「②利益相反の生じる可能性が高い局面」

当社の判断基準と異なる判断を行う場合、原則、事前に「責任投資監督委員会」で利益相反防止の観点から協議を行った上で行使判断を行います。

①、②に該当しない行使判断においても、判断基準と異なる判断を行った場合、行使結果を責任投資監督委員会に報告します。

³ 当社の利害関係人等(当社及び親会社である日本生命保険相互会社(以下、「日本生命」という)の子会社・関連会社等)、当社役員及び日本生命の役員等が取締役・監査役等に就任している(候補者を含む)企業に対する議決権行使。

⁴ 当社の大口取引先、日本生命の株式保有比率が高い企業等に対する議決権行使。